

第1章 立川市の地域福祉と理念(総論)

第1節 第5次地域福祉計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の改正

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「まるごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいと地域と共につくっていく地域共生社会の実現に向け、令和2（2020）年6月に社会福祉法等※が改正されました。

(2) 地域生活課題の解決

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第4条3項で、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立や、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題を「地域生活課題」とし、それらを把握し関係機関との連携等により解決を図るよう留意するものとされました。

市民や様々な地域資源の力を発揮しながら、「自助」「互助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、市と市民、関係機関、事業者等が協働しながら支えあう地域づくりを進め、地域生活課題を解決していくことが求められています。

(3) 包括的支援体制の構築

ひきこもりが長期化し親の高齢化に伴い社会的に孤立し生活困窮に陥る世帯や、子育てと老親の介護を同時に行うダブルケア、介護離職、ヤングケアラー等複合的な課題を抱えた世帯が増えています。

区市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する事業として、社会福祉法第106条の4により「重層的支援体制整備事業」が令和3（2021）年4月から創設されたことに伴い、立川市でも令和4（2022）年度から取り組み、生きづらさを抱えている等の中高年を含むひきこもり支援や、ヤングケアラー・若者ケアラーを含むケアラー支援等の年代・分野を区切らない相談支援を開始しています。

令和5（2023）年4月には、すべての子ども・若者が、将来にわたって

※社会福祉法等：社会福祉法、介護保険法、老人福祉法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども基本法が施行されるとともに、令和6（2024）年6月には、子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に明記されたところです。

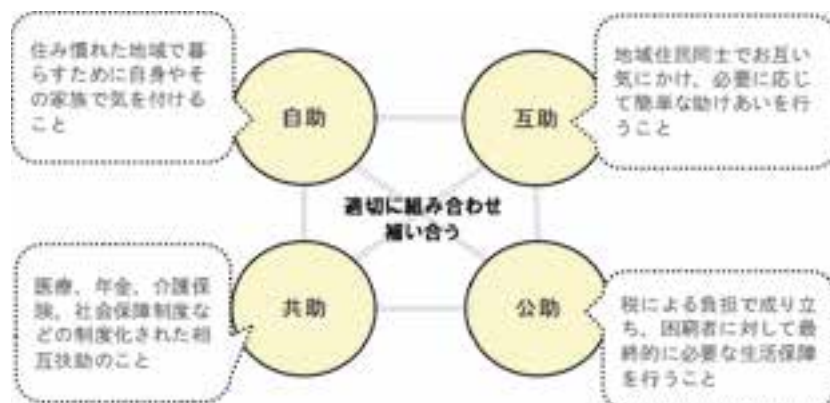
困り事があっても利用できるサービスがあることを知らない、または支援を求めるだけの力が残っていない等の理由により、解決しないまま抱え込み長期化することを予防するために、市民が支援を求めやすく、また、包括的に受け止めて支援するしくみの更なる充実が求められています。

（4）コロナ禍での影響

人口構造や世帯構成が変化し、単身世帯の増加が進むとともに、家族のつながりや地縁も希薄化する中、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等様々な社会状況の変化により望まない孤独と孤立が深刻化したことを背景に、令和5（2023）年5月には孤独・孤立対策推進法が成立しました。

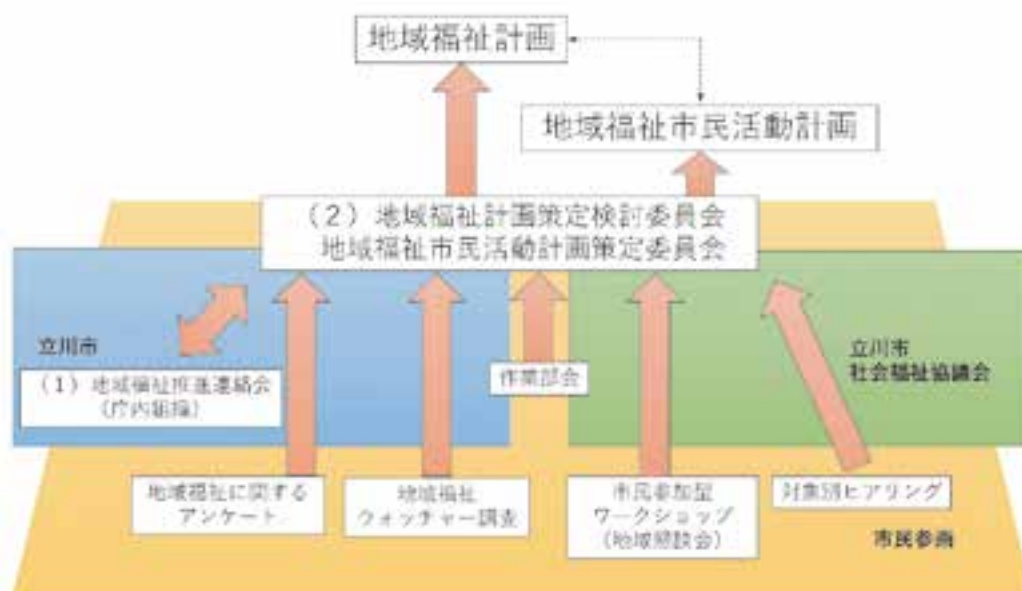
このような中、世帯の複雑・複合化した課題に対する相談支援を行うにあたっては、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走支援）」を支援の両輪として組み合わせていくとともに、地域住民の気にかける関係性「つながり・支えあい」と、行政職員や関係機関の専門職による伴走支援「寄り添い型の支援」が重なり合うことにより、地域におけるセーフティネットの網の目を細かくしていく必要があります。

また、コロナ禍では人と人との接触機会が制限され地域人材の掘り起こしが滞ったことにより、活動を継続していくことが困難な団体が増えています。誰もが役割と出番を持ち活躍できる地域をつくっていくために、地域福祉活動を行う団体や地域住民等の活動が継続されるよう支援者を支援していく取組が必要です。

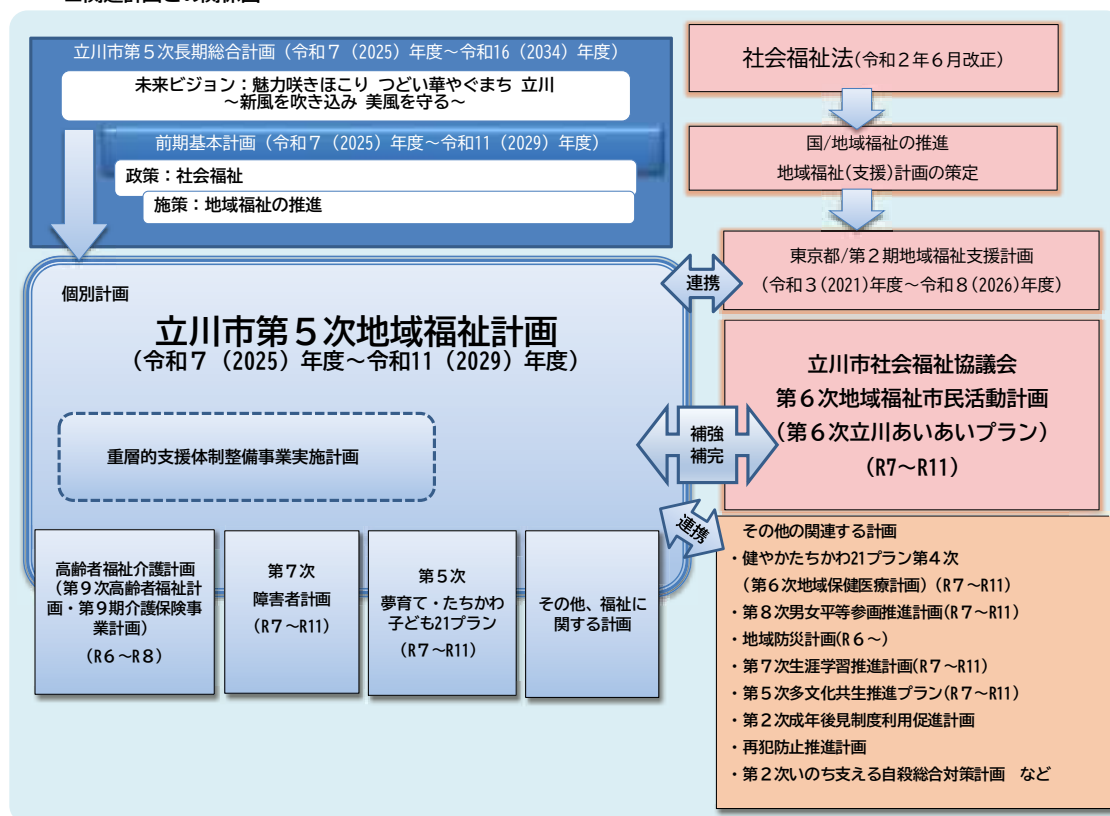


2 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条で規定される「市町村地域福祉計画」であり、「立川市第5次長期総合計画前期基本計画」の「社会福祉」分野における個別計画として策定します。また、社会福祉法の改正に対応し、地域福祉の推進に関する事項として、地域の高齢者、障害者、児童及びその他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」として、関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野と連携し策定します。
- 包括的な支援体制構築のために令和4（2022）年度から開始した重層的支援体制整備事業の実施計画を包含し作成します。
- 立川市第4次地域福祉計画は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進役として位置づけられている立川市社会福祉協議会が策定する「第5次立川あいあいプラン 21」（地域福祉市民活動計画）と補完関係にあるため、立川市と立川市社会福祉協議会が合同で開催する地域福祉推進委員会において推進・検討を行ってきました。本計画策定においても「立川市第5次地域福祉計画策定検討委員会」と「第6次地域福祉市民活動計画策定委員会」を合同で開催し、実効性のある内容とするために検討を行いました。



■関連計画との関係図



3 計画期間と見直し

■本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度を計画期間とします。ただし、国の福祉施策の根本的見直しや社会情勢の著しい変化があった場合には、これらの状況に柔軟に対応するため、必要に応じて施策を再検討し、本計画についても必要な見直しを行います。

4 計画策定の経過

■計画を策定するにあたっては、3,000人を対象にした地域福祉に関するアンケート調査や、日頃から地域福祉に関係の深い活動に携わる人への定点調査である「地域福祉ウォッチャー調査」を実施するとともに、市民参加型ワークショップ（地域懇談会）として富士見町地域懇談会と地域福祉アンテナショップ活動報告会を開催しました。定量的に地域の実情や課題の把握をするとともに、市民参加型ワークショップ（地域懇談会）では、住民と今後の地域のあり方について検討しました。さらに、対象別ヒアリングとして「教育」「障害」「多文化」「更生保護」の各分野の専門機関等に個別にヒアリング調査をするとともに、こども基本法に基づく子どもの意見

聴取として、10 人の子どもからも直接ヒアリングを行いました。

これらをもとに、市民、学識経験者、関係機関・団体の参画による「立川市地域福祉計画策定検討委員会」と市内の連絡組織「立川市地域福祉推進連絡会」での検討を重ね、市議会のご意見や、パブリックコメントを踏まえて策定しました。

5 第4次地域福祉計画の評価

■前計画である「立川市第4次地域福祉計画」では、8つの施策を展開しながら、計画を実行するための重点取組（1）身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり（2）「地域福祉コーディネーター」による地域づくり（3）大小様々な多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置の3つを掲げ取り組みました。

■評価方法としては、平成 28（2016）年1月から平成 30（2018）年3月までの「立川市地域福祉推進委員会」においてまとめた、「地域福祉推進のための指標づくり報告書」に基づき、①量的な評価、②質的評価（事業実施の結果どのくらい課題が解決されているか、事業の対象者の満足度はどうかなど）、③プロセス評価（取組を通して住民参加や連携が進んでいるかなど）について、中間評価と令和 5（2023）年度末時点での評価を行いました。

■3つの重点取組

（1）身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり

令和 4（2022）年度から重層的支援体制整備事業を開始し、「相談支援包括化推進員」を立川市地域福祉課と社会福祉協議会にそれぞれ配置し、令和 6（2024）年度には合計 5 人体制とするとともに、市にアウトリーチ専門員を 2 人配置し、制度の狭間や複合的な課題のある相談を受け止め、多機関協働による世帯「まるごと」支援を実施していることから、体制づくりは達成したものと評価しました。

引き続き、多機関協働が円滑に進むための高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の関係機関とのネットワーク強化や伴走支援のさらなる理解促進、地域の多様な「場」で相談を受け止め市民を支えるしくみの充実などが必要です。

（2）「地域福祉コーディネーター」による地域づくり

令和 4（2022）年度からは、生活支援コーディネーター業務との兼務とし各日常生活圏域に 1 人から 2 人に増員し、計 12 人体制になったことにより体制が強化されました。地域の事情に応じて人と人、人と場所をつなげる支援に一層取り組むことができます。

(3) 大小様々な多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置

コミュニティ形成機能と地域生活課題解決機能の両方を兼ね備えた多機能拠点、身近な場所でふらっと立ち寄れる、相談や交流、活動の場として、令和6（2024）年度末現在で、全部型が4か所、協働型が8か所設置されました。地域福祉アンテナショップ間で「ヒト・モノ・情報」が行き交うしくみが構築されつつあります（詳細は47～48ページ参照）。



■ 8つの施策

3つの目標「見守り支えあいながら、だれもが状況に応じて、人とつながり、自分らしく活躍できるようにします」「いつでも気軽に相談や交流ができ、必要な支援・福祉サービスを受けられるようにします」「互いに助けあいながら、安全・安心に暮らせるようにします」に紐づく8つの施策についても、「地域福祉推進のための指標づくり報告書」に基づき、地域福祉推進のための4つの要件①地域に参加する人の裾野が広がったか②多様な人が集まることのできる場が創出されたか③地域福祉、地域活動の担い手（リーダーやコーディネーター）の発掘や支援ができたか④地域住民と関係機関の連携・協働は進んだかについて、同様に、量的評価、質的評価、プロセス評価を行いました。

① 地域に参加する人の裾野が広がったか

コロナ禍の影響を受け減少した取組もありますが、支えあいサロン登録数が増加したことや、市内全19校の小学4年生を対象に認知症サポーター養成講座を継続実施したこと、障害に対する理解教育の推進では短編映画「バリアフルライフ」を上映したこと等から、地域に参加する人の裾野を広げてきたと評価しました。

② 多様な人が集まることのできる場が創出されたか

地域福祉アンテナショップの設置を進め、多世代が交流する多機能拠点を増やしたほか、自治会集会施設の設置などにかかる費用を支援し、市と自治会が連携する等、場の創出や維持ができたと評価しました。

③ 地域福祉、地域活動の担い手（リーダーやコーディネーター）の発掘や支援ができたか

相談支援包括化推進員を配置し関係機関との連携体制を強化し、支援者を支援する視点で相談に対応しています。また、避難所運営連絡会を通して組織への継続的支援を行う等、担い手不足が叫ばれる中、持続可能なしくみに向けた地域福祉の専門職や地域活動の担い手への支援の取組を評価しました。

④ 地域住民と関係機関の連携・協働は進んだか

住宅確保支援では居住支援協議会を立ち上げ、不動産関係団体、居住支援団体等と連携、子ども・若者自立支援ネットワーク事業では定時制・通信制合同学校相談会の開催を継続、地域見守りネットワーク事業の協力団体数も増加しており、関係機関との連携・協働は進んでいるものと評価しました。

■総括

もともと地域のつながりの希薄化が進んでいたところに、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で深刻化し、孤立を望まない方の社会的孤立の防止が大きな課題となりました。また、コロナ禍に人と人との接触を制限されたことにより滞った地域人材の発掘・育成は、大きな影響を与えており、担い手不足の課題は深刻です。地域人材の発掘・育成とともに支援者への支援は喫緊の課題といえます。

地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性

立川市は、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会の実現を目指し、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムを、介護保険制度改革の中で、高齢者支援のしくみとして、団塊世代が75歳となる2025年までに構築することを目指してきました。この実践の中で、介護保険制度をはじめとする専門職による支援や公的な福祉サービス等とともに、支えあいサロン活動や、ちょこっとボランティア等の地域の互助によるインフォーマルサービスが広がりをみせてきました。

また、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築など障害者支援や、子ども・子育て支援、生活困窮者支援などの分野でも、それぞれのニーズに応じたサービスや、地域での支えあいのしくみが整備されています。

「団塊ジュニア」世代が高齢者となり現役世代が急減する2040年に向けては、各制度や分野における支援や支えあいのしくみを連携させるとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等への支援を充実させるため、地域包括ケアシステムの考え方を、制度や分野を超えて 普遍化していくことを通して、全世代を支援するしくみを構築し、地域共生社会の実現を目指します。

6 計画にかかわる現状

(1) 人口構造等

<ポイント>

- 今後、少子化、高齢化がさらに進んでいく見込みです。
- 高齢者（65歳以上）のうち、約4人に1人が一人暮らしです。
- 認知症の高齢者は、高齢者人口に比例して増えています。
- 高齢者だけでなく、障害者、ひとり親世帯、生活保護世帯、外国人等様々な支援を必要とする方が地域社会で暮らしています。

①人口

人口は、令和10（2028）年をピークに微減に転じ、以降減少が続く見込みです。また、年齢階層別に人口を見ると、14歳以下の人口は減少傾向、15～64歳の人口は令和10（2028）年をピークに減少に転じ、65歳以上の人口は増加傾向となっています。



資料：平成30年、令和5年 住民基本台帳（各年1月1日現在）

推計値 立川市第5次長期総合計画策定のための
将来人口推計調査報告書（企画政策課）



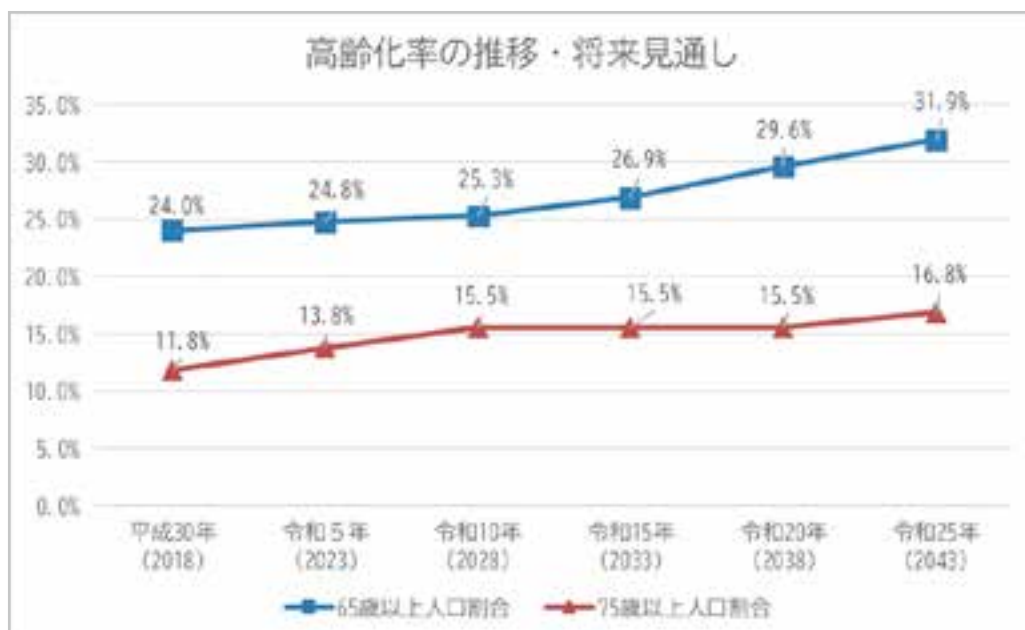
資料：平成 30 年、令和 5 年 住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

推計値 立川市第 5 次長期総合計画策定のための

将来人口推計調査報告書（企画政策課）

②高齢化率

令和 5（2023）年 1 月 1 日現在の高齢化率（65 歳以上の人口比率）は 24.8%で、75 歳以上の人口比率は 13.8%となっています。高齢化率は増加の見通しで、令和 25（2043）年には約 3 人に 1 人が高齢者（65 歳以上）になると推計され、今後、少子化、高齢化がさらに進んでいく見込みです。



資料：平成 30 年、令和 5 年 住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

推計値 立川市第 5 次長期総合計画策定のための

将来人口推計調査報告書（企画政策課）

③地域包括支援センターの生活圏域ごとにみる人口と世帯数

地域包括支援センターは、担当町別に6つの生活圏域を設けています。1世帯あたりの人口は北部が多く、中部、南部が少ない傾向があります。

年	南部西 (富士見・柴崎)		南部東 (錦・羽衣)		中部 (高松・曙・緑)		北部東 (栄・若葉)		北部中 (幸・柏・砂川・泉)		北部西 (上砂・一番・西砂)		立川市全体	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	総世帯数	総人口
令和3年	15,444	29,597	15,378	27,424	15,075	26,596	11,935	24,755	19,865	41,848	15,738	34,357	93,435	184,577
令和4年	15,724	29,700	15,609	27,572	15,177	26,603	11,920	24,501	20,203	42,111	16,049	34,637	94,682	185,124
令和5年	15,862	29,641	15,877	27,743	15,305	26,594	11,850	24,247	20,517	42,425	16,302	34,833	95,713	185,483
令和6年	16,029	29,573	16,190	27,968	15,440	26,558	11,775	23,998	20,711	42,599	16,583	35,129	96,728	185,825
令和7年	16,100	29,351	16,593	28,432	15,638	26,603	11,703	23,769	20,822	42,593	16,880	35,509	97,736	186,257
世帯当たりの人口	1.82		1.71		1.70		2.03		2.05		2.10		1.91	

資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

④昼間人口と夜間人口

昼間人口は、平成12(2000)年では昼間人口と夜間人口の差が約18,000人でしたが、平成27(2015)年には差が約25,000人になり、他地域からの通勤・通学者数が増加している状況です。日中の市民の見守り等については、市内で活動する企業や団体、学生等の協力が不可欠です。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
昼間	182,157	193,465	203,252	201,294	207,832
夜間	163,987	172,563	179,668	176,295	183,581
差	18,170	20,902	23,584	24,999	24,251

資料：国勢調査

⑤単身世帯・核家族世帯

令和2(2020)年国勢調査における立川市の単身世帯数は40,896世帯、市内全世帯数のうち45.58%が単身世帯です。単身世帯が増加傾向で、高齢者の単身世帯も急増しています。単身の高齢者世帯は12,540世帯で、平成27(2015)年から令和2(2020)年の間に3,065世帯増加しています。

	総世帯数	核家族世帯	単身世帯	うち単身の高齢者世帯	核家族の割合	単身の割合	うち単身の高齢者世帯の割合	その他の世帯の割合
平成27年	83,285	39,771	36,519	9,475	47.75%	43.85%	11.38%	8.40%
令和2年	89,727	46,407	40,896	12,540	51.72%	45.58%	13.98%	2.70%
差	6,442	6,636	4,377	3,065	3.97%	1.73%	2.60%	-5.70%

資料：国勢調査

⑥一人暮らし高齢者

令和2（2020）年の国勢調査によると、単身世帯数のうち一人暮らし高齢者世帯は12,540世帯であり、65歳以上人口に占める割合は27.55%と、65歳以上の約4人に1人が一人暮らしです。

	総人口	65歳以上人口	一人暮らし 高齢者世帯	比率	単身世帯	比率
平成17年	172,566	30,918	6,645	21.49%	27,682	16.04%
平成22年	179,668	38,153	7,545	19.78%	31,096	17.31%
平成27年	176,295	40,378	9,475	23.47%	36,519	20.71%
令和2年	183,581	45,524	12,540	27.55%	40,896	22.28%

資料：国勢調査

⑦要介護・要支援認定者数

要介護・要支援の認定を受けている人の数は年々増加しています。出現率は、75歳から84歳では約19%、85歳以上では約56%と大幅に高くなります。

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上人口	45,003	45,465	45,656	45,855	45,994
65歳から74歳	21,659	21,620	21,495	20,622	19,694
75歳から84歳	16,663	16,740	16,628	17,368	18,147
85歳以上	6,681	7,105	7,533	7,865	8,153
要介護・要支援認定者数	8,423	8,546	8,743	8,900	8,992
65歳から74歳	1,116	1,149	1,157	1,082	984
75歳から84歳	3,373	3,269	3,256	3,372	3,434
85歳以上	3,934	4,128	4,330	4,446	4,574
要介護・要支援認定出現率	18.72%	18.80%	19.15%	19.41%	19.55%
65歳から74歳	5.15%	5.31%	5.38%	5.25%	5.00%
75歳から84歳	20.24%	19.53%	19.58%	19.42%	18.92%
85歳以上	58.88%	58.10%	57.48%	56.53%	56.10%

※ 人口は各年10月1日現在。要介護認定者数は、第1号被保険者の各年度9月末現在

資料：介護保険課

⑧認知症高齢者

市内の在宅要介護認定者のうち認知症高齢者は、令和5（2023）年度4,284人と高齢者人口の約9%です。

	総人口	高齢者人口	65～74歳	75～84歳	85歳以上	要介護・要支援 認定者数	出現率	うち認知症 高齢者数	出現率
平成31年度	184,148	45,003	21,659	16,663	6,681	8,423	18.72%	4,689	10.42%
令和2年度	184,439	45,465	21,620	16,740	7,105	8,546	18.80%	4,719	10.38%
令和3年度	185,120	45,656	21,495	16,628	7,533	8,743	19.15%	4,501	9.86%
令和4年度	185,565	45,855	20,622	17,368	7,865	8,900	19.41%	4,553	9.93%
令和5年度	185,710	45,994	19,694	18,147	8,153	8,992	19.55%	4,284	9.31%

※ 人口は住民基本台帳人口（各年度10月1日現在）

※ 要介護認定者数は、各年度中に認定を受けた人数（更新含）

※ うち認知症高齢者数は認知症自立度Ⅱ以上

資料：介護保険課

⑨障害者数

身体障害者の人数は減少傾向にありますが、精神障害者の人数は平成 31（2019）年から令和 5（2023）年の間に 400 人以上増加しています。また、知的障害者の人数も少しずつ増加しています。

	総人口（注1）	身体障害者（注2）		知的障害者（注2）		精神障害者（注2）	
		人 数	人／千人	人 数	人／千人	人 数	人／千人
平成31年 (2019)	183,923	5,332	29.0	1,375	7.5	1,958	10.6
令和2年 (2020)	184,195	5,233	28.4	1,396	7.6	2,094	11.4
令和3年 (2021)	184,661	5,211	28.2	1,429	7.7	2,177	11.8
令和4年 (2022)	185,201	5,164	27.9	1,470	7.9	2,343	12.7
令和5年 (2023)	185,552	5,103	27.5	1,502	8.1	2,426	13.1

資 料： 身体障害者…身体障害者手帳交付台帳登載者数
 知的障害者…療育手帳交付台帳登載者数
 精神障害者…精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載者数
 注1：人口は各年4月1日現在
 注2：障害者数は各年3月31日現在



⑩少子化の状況

5年ごとの18歳未満の人口の割合は、徐々に減少しています。

	総人口	18歳未満合計	18歳未満の割合	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳
平成15年	165,410	26,653	16.11%	4,581	4,478	4,459	4,243	4,218	4,674
平成20年	172,547	26,972	15.63%	4,452	4,628	4,518	4,615	4,395	4,364
平成25年	178,407	27,203	15.25%	4,412	4,542	4,431	4,575	4,613	4,630
平成30年	182,658	27,199	14.89%	4,428	4,548	4,446	4,573	4,484	4,720
令和5年	185,483	25,941	13.99%	3,648	4,312	4,499	4,479	4,543	4,460

資料：各年1月1日現在 住民基本台帳人口（法改正により平成25年以降は外国人含）

⑪ひとり親世帯

児童育成手当の受給世帯は減少傾向にあります。

母子家庭数		父子家庭数	
平成31年度	1,688	平成31年度	48
令和2年度	1,682	令和2年度	32
令和3年度	1,563	令和3年度	88
令和4年度	1,525	令和4年度	76
令和5年度	1,453	令和5年度	73

資料：児童育成手当受給者数（各年度末現在）

⑫生活保護の状況

生活保護を受ける世帯は横ばいの傾向ですが、令和5（2023）年度における立川市の保護率は東京都平均値より6.1ポイント多くなっています。

	被保護世帯数		被保護者数		保護率(%)	
	東京都	立川市	東京都	立川市	東京都	立川市
平成31年度	231,216	3,894	284,304	4,967	20.4	27.5
令和2年度	231,969	3,882	282,449	4,891	20.3	27.0
令和3年度	231,839	3,919	280,116	4,894	20.0	26.6
令和4年度	231,538	3,890	277,857	4,797	19.8	26.0
令和5年度	231,027	3,868	275,498	4,734	19.5	25.6

資料：立川市は決算説明資料（年度末現在）

東京都は月報（福祉・衛生行政統計）（年度末月現在）

⑬外国人人口

立川市の外国人人口は増加傾向であり、令和2（2020）年は4,598人、令和6（2024）年は5,464人で、総人口に占める割合は約2.9%です。

	外国人人口	外国人世帯数
令和2年	4,598	2,369
令和3年	4,650	2,466
令和4年	4,723	2,521
令和5年	5,124	2,866
令和6年	5,464	3,155

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

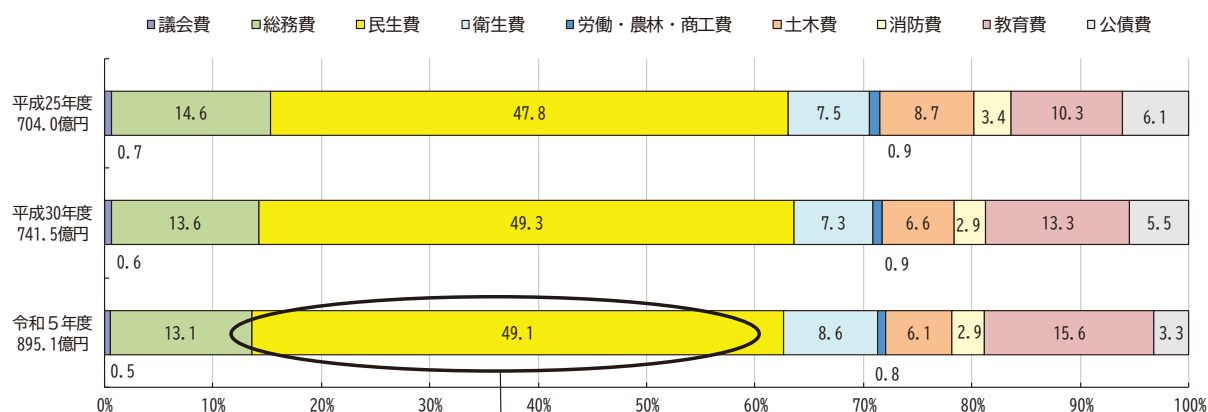
(2) 財政状況

<ポイント>

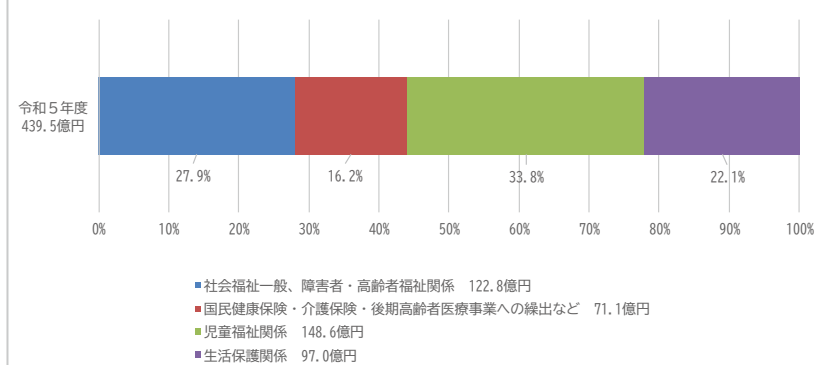
- 市の歳出のうち福祉関係の科目である「民生費」が約5割を占めています。

① 立川市の財政（歳出）の推移と民生費の内訳

立川市の財政（歳出）の推移



民生費の内訳（令和5年度）



資料：決算書（一般会計）

②市税収入の推移（決算額）

単位：百万円

		平成25年度	平成30年度	令和5年度
市民税	個人	12,127	13,245	14,347
	法人	4,844	4,942	3,435
	合計	16,972	18,187	17,783
固定資産税		16,243	17,646	18,945
軽自動車税		130	184	239
市たばこ税		1,460	1,243	1,342
都市計画税		2,755	3,046	3,248
市税合計		37,562	40,307	41,559

資料：収納課

※金額は百万円単位で切り捨てているため、項目別の金額の和と合計欄は一致しない。

(3) 地域を取り巻く環境

<ポイント>

- 医療機関の数は充実していますが、駅周辺に偏る傾向があります。
- 振り込め詐欺の被害件数 40 件台と横ばいですが、手口が多様化しています。
- 管理のされていない空家が各地域に一定数確認されています。
- 虐待に関する相談は、高齢者については高止まり、障害者、児童について増加しています。

①地域の状況

	南部西 (富士見・柴崎)	南部東 (錦・羽衣)	中部 (高松・曙・緑)	北部東 (栄・若葉)	北部中 (幸・柏・砂川・泉)	北部西 (上砂・一番・西砂)	合計
人口(A)	29,573人	27,968人	26,558人	23,998人	42,599人	32,129人	185,825人
面積(E)	3.07km ²	2.15km ²	3.67km ²	2.57km ²	7.21km ²	5.71km ²	24.36km ²
人口密度 (A/E)	9,632.9 人/km ²	13,008.4 人/km ²	7,236.5 人/km ²	9,337.7 人/km ²	5,908.3 人/km ²	5,626.8 人/km ²	7,628.3 人/km ²
年少人口(0~14歳)(B)	2,907人	2,720人	3,003人	2,621人	5,268人	4,675人	21,194人
年少人口率(B/A)	9.8%	9.7%	11.3%	10.9%	12.4%	14.6%	11.4%
生産年齢人口(15~64歳)(C)	18,612人	18,823人	18,413人	14,385人	26,771人	21,531人	118,535人
生産年齢人口率(C/A)	62.9%	67.3%	69.3%	59.9%	62.8%	67.0%	63.8%
老年人口(65歳以上)(D)	8,054人	6,425人	5,142人	6,992人	10,560人	8,923人	46,096人
老年人口率(D/A)	27.2%	23.0%	19.4%	29.1%	24.8%	27.8%	24.8%
民生委員・児童委員定数	30人	24人	25人	24人	30人	25人	158人
	南部西 (富士見・柴崎)	南部東 (錦・羽衣)	中部 (高松・曙・緑)	北部東 (栄・若葉)	北部中 (幸・柏・砂川・泉)	北部西 (上砂・一番・西砂)	合計
都市公園	19	17	18	10	18	17	99
市立保育園	1	1	1	1	1	1	6
私立保育園	7	5	4	5	4	8	33
私立幼稚園	2	2	2	2	2	2	12
市立小学校	3	3	2	2	4	5	19
市立中学校	2	1	1	1	2	2	9
学童保育所	7	5	4	5	8	9	38
児童館	2	2	1	1	1	2	9
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	1	6
福祉会館	1	0	1	0	1	1	4
学習等供用施設	2	1	1	2	2	3	11
地域学習館	1	1	1	0	2	1	6
図書館	2	1	2	1	1	2	9
福祉相談センター	0	1	0	0	0	2	3
病院	1	3	2	0	2	0	8
小児科のある病院	0	1	1	0	1	0	3
診療所	38	25	47	9	29	9	157
小児科のある診療所	3	4	5	3	7	5	27
歯科診療所	34	18	28	16	18	11	125
認知症対応可能医院	3	2	5	2	3	0	15
老人福祉施設等	16	13	4	7	16	13	69
障害者福祉施設	32	38	22	14	25	14	145

資料：立川市統計年報（令和4年版）、たちかわの福祉（令和6年度版）、関東信越厚生局 保健医療機関施設基準の届出受理医療機関名簿

※人口は令和6年1月1日現在、老人福祉施設等は令和5年10月、病院等は令和6年5月、そのほかは令和6年4月現在

※市の面積は、平成27年3月6日付、国土交通省国土地理院より公表された「全国都道府県市町村別面積」により、24.38km²から

24.36km²になったが、地域別の面積については調整中のため以前の値を掲載

※老人福祉施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）及び居宅介護支援事業所の数

※障害者福祉施設は、「たちかわの福祉（令和6年度版）」掲載の「障害者のための施設等」の数

②立川市における振り込め詐欺の被害件数と被害額

単位：百万円

	件数	被害額
平成31年	44	101.05
令和2年	35	51.39
令和3年	49	87.8
令和4年	48	117.6
令和5年	45	46

情報提供：立川警察署犯罪抑止総合対策事務局

③立川市における町別の空家の状況

	町名	空家数 (A)	うち特定 空家候補	調査対象 建築物数 (B)	空家率 (A)/(B)
南部西	富士見町	21	2	1,998	1.1%
	柴崎町	18	6	1,940	0.9%
南部東	錦町	13	3	1,621	0.8%
	羽衣町	21	4	1,588	1.3%
中部	曙町	25	5	1,156	2.2%
	高松町	20	4	1,545	1.3%
	緑町	0	0	-	0.0%
北部東	栄町	31	8	2,860	1.1%
	若葉町	14	1	1,782	0.8%
北部中	幸町	24	6	2,323	1.0%
	柏町	5	0	1,353	0.4%
	砂川町	41	9	3,974	1.0%
	泉町	0	0	-	0.0%
北部西	上砂町	35	5	1,262	2.8%
	一番町	25	4	1,944	1.3%
	西砂町	29	5	2,334	1.2%
合計		322	62	27,680	1.2%

資料：立川市空家実態調査報告書(平成30年3月) 住宅課

※空家とは、1年以上居住または管理されていない住宅

※特定空家とは、老朽化等により周囲の住環境の安全を害するおそれのある空家

※国調査(平成25年総務省住宅土地統計調査)によると放置されている空家は、
立川市1.9%、東京都2.1%、全国5.3%となっている。

④高齢者虐待相談件数

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター	南部西ふじみ	399	186	179	58	82
	南部東はごろも	52	112	242	60	36
	中部たかまつ	45	14	18	3	9
	北部東わかば	177	130	135	114	80
	北部中さいわい	308	255	398	446	376
	北部西かみすな	95	108	28	165	198
	計	1,076	805	1,000	846	781
福祉センター相談	にしき	0	0	0	1	0
	かみすな	0	0	0	0	1
	にしすな	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	1
相談受理合計		1,076	805	1,000	847	782

資料：地域包括支援センター業務報告

※相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

⑤障害者虐待新規相談件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報・相談件数	11	17	18	17	34

資料：障害者虐待防止センター事業報告

※通報・相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

⑥児童虐待新規相談件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談受理件数	227	368	393	308	317
その他相談受理件数	565	586	529	579	681
新規相談受理合計	792	954	922	887	998
年間活動延回数	11,773	14,374	16,696	15,427	17,302

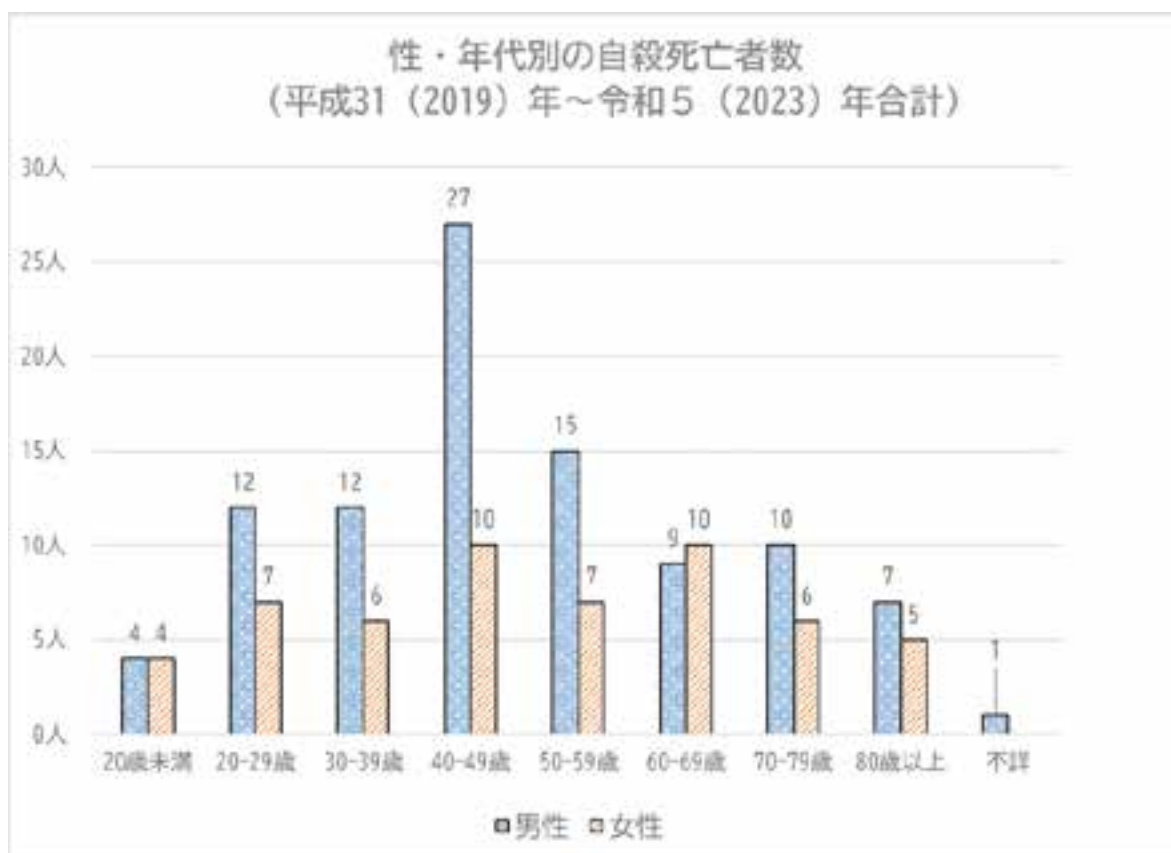
資料：旧・子ども家庭支援センター事業概要

※通報・相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

⑦自殺者数、性・年代別自殺死亡者数



出典：厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料



出典：厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

(4) 地域福祉を支える地域の資源、活動

<ポイント>

- 福祉分野をはじめ、様々な分野で多くの市民活動が行われています。
- 自治会や老人クラブへの加入率は、年々減少しています。
- 民生委員・児童委員の役割がますます重要になる一方、定員 158 人のところ 151 人（令和 6（2024）年 3 月 1 日現在）で、充足率は 95.6%ですが、民生委員・児童委員の担い手不足の課題もあり、委員一人ひとりへの負担が大きくなっています。
- 社会福祉協議会は「地域福祉の推進役」として市と連携し、様々な市民活動の推進や相談・支援事業に取り組んでいます。
- 市内には、30 法人・80 か所（令和 6（2024）年 12 月末現在）の社会福祉法人が運営している施設があり、社会福祉事業を展開するとともに、地域における公益的な取組を行っています。

①市民活動

1)「ボランティア・市民活動センターたちかわ」に登録している団体は、以下の 7 分野で約 150 あり、それぞれ多彩な活動が行われています。

- (ア) 障害のある人や高齢者、医療に関するグループ
- (イ) 子どもや子育てに関するグループ
- (ウ) 環境に関するグループ
- (エ) 文化・スポーツに関するグループ
- (オ) 多文化共生に関するグループ
- (カ) 地域づくり・まちづくりに関するグループ
- (キ) いろいろな相談事業に関するグループ

※登録団体の情報は「たちかわまちねっと Web」でご覧になれます。

(<https://machinet-tachikawa.org/>)

2) 立川市内の特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」とする）は、「連絡・助言・援助」を除くと「保健・医療・福祉」が 67.0%で多く、次いで「社会教育」が 55.7%となっています。特に「保健・医療・福祉」については、東京都や国の構成比より高い割合となっています。このほかの福祉関係の活動では、「子どもの健全育成」が 43.2%となっています。NPO 法人やボランティアは、特定の目的を持って活動し、その活動内容も多様で、且つ機能的であり、地域福祉の担い手としても注目されています。一般的には NPO 法人の活動は地域との接点が必ずしも強くはありませんが、地域住民や団体と地域の課題に応じて連携することで大きな力となることが期待されます。また、趣味活動や学習活動を行う団体が、その成果を地域へ還元し、地域生活課題の解決へ

向けた活動につなげると、目的を共有した多様な主体が参加するスケールメリットにより地域力が向上するという期待もあります。

NPO法人の状況

分野	立川市		東京都		国	
	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)
1. 保健・医療・福祉	59	67.0%	4,469	50.7%	32,420	65.8%
2. 社会教育	49	55.7%	5,137	58.3%	27,820	56.5%
3. まちづくり	35	39.8%	2,897	32.9%	25,002	50.7%
4. 観光	0	0.0%	405	4.6%	3,810	7.7%
5. 農山漁村・中山間地域	1	1.1%	251	2.8%	3,226	6.5%
6. 学術・文化・スポーツ	31	35.2%	3,673	41.7%	20,495	41.6%
7. 環境の保全	19	21.6%	2,018	22.9%	14,862	30.2%
8. 災害救援	8	9.1%	704	8.0%	4,842	9.8%
9. 地域安全	12	13.6%	974	11.0%	7,152	14.5%
10. 人権・平和	19	21.6%	1,716	19.5%	10,114	20.5%
11. 国際協力	21	23.9%	2,734	31.0%	10,601	21.5%
12. 男女共同参画社会	8	9.1%	882	10.0%	5,395	10.9%
13. 子どもの健全育成	38	43.2%	4,119	46.7%	27,408	55.6%
14. 情報化社会	7	8.0%	1,530	17.4%	6,447	13.1%
15. 科学技術の振興	5	5.7%	702	8.0%	3,061	6.2%
16. 経済活動の活性化	9	10.2%	1,557	17.7%	10,129	20.6%
17. 職業能力・雇用機会	19	21.6%	2,054	23.3%	14,447	29.3%
18. 消費者の保護	3	3.4%	570	6.5%	3,319	6.7%
19. 連絡・助言・援助	66	75.0%	5,812	65.9%	26,954	54.7%
20. 条例指定	0	0.0%	14	0.2%	386	0.8%
計	88	100.0%	8,816	100.0%	49,271	100.0%

資料：内閣府NPO法人情報検索サイト（令和6年6月） 注：NPO法人は、複数の分野に重複掲載しています。

②自治会

自治会は、地縁に基づいた組織で、全国的に組織率の低下が見られますが、市民の生活を側面から支える重要な役割を担う団体です。立川市内には、179の自治会（令和5（2023）年4月現在）が活動しています。

自治会加入世帯は減少傾向で、自治会加入率は40%以下になり減少が続いています。

自治会は地域住民により自主的に結成された、地域の暮らしを支えるもっとも身近な組織であり、（ア）防災訓練、地域防犯講習会等の防災、防犯、交通に関する活動（イ）健康フェア、日本赤十字社、立川市社会福祉協議会、赤い羽根、歳末たすけあい、障害者後援会等福祉関係団体への協力等の福祉の問題に関する活動（ウ）運動会、文化祭、お祭り、盆踊り等の体育、文化、教養、レクリエーションに関する活動（エ）資源回収や公園清掃等の環境衛生に関する活動（オ）官公庁、小中学校、各種団体との連絡調整、各種回覧、書類の配布協力等の広報に関する活動などを行っています。

自治会数、加入世帯数、加入率

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会数	181	181	180	179	179
加入世帯数	37,010	36,188	35,932	35,056	33,017
自治会加入率(%)	46.7%	39.2%	38.5%	37.0%	35.2%

資料：市民協働課 各年度4月現在

③民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、妊産婦・赤ちゃんから高齢者まで市民の立場に立って相談に対する情報提供や行政機関への連絡・協力、支援活動を行うとともに、必要に応じて市民の生活状況を把握するなど、地域の様々な活動を行っており、地域福祉を推進する上で重要な存在となっています。

立川市では、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される民生委員（令和元（2019）年12月現在、定員158人で児童福祉法により児童委員を兼務する）が6つの地区民生委員・児童委員協議会を組織して活動しています（地域包括支援センターはこのエリアにあわせています）。なお、児童福祉について専門的に担当する主任児童委員が各地区に2人配置され、区域担当の民生委員・児童委員の活動に協力して児童福祉活動を推進する重要な役割を担っています。また、各地区の民生委員・児童委員協議会には、民生委員活動を支援する「民生児童委員協力員」が配置されています。

民生委員・児童委員の相談・支援件数や訪問回数等はコロナ禍もあり減少傾向ですが、行政や関係機関からの依頼事項が活動の大きな割合を占め、個別相談活動への対応が課題となっています。

民生委員・児童委員の相談・支援、活動、訪問、連絡調整の件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・支援件数	3,270	2,993	3,447	2,623	2,079
活動日数	25,072	19,297	22,183	22,374	22,382
訪問回数	33,613	18,289	17,513	31,072	18,114
連絡調整回数	9,729	8,564	9,145	8,862	8,406

資料：地域福祉課

④老人クラブ

老人クラブは、老人福祉法で高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織として位置づけられ、地域の高齢者が、生きがいと健康づくりのために、老人クラブという仲間づくりを行い、相互に支えあい、社会貢献の活動等を行っています。令和5（2023）年4月1日現在で78の老人クラブ（会員数は5,287人）があり、健康増進活動や生きがいを高める活動のほか、友愛訪問や地域清掃といった社会奉仕活動等を行っています。歩け歩け運動や子どもたちとの交流、福祉施設への訪問等を実施しているところもあります。

団体数、加入率ともに減少傾向となっています。

老人クラブ 団体数、加入者数、加入率

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数(団体)	87	85	81	77	78
加入人数(人)	6,461	6,236	5,786	5,479	5,287
60歳以上人口(人)	54,032	54,494	54,876	55,337	55,893
加入率(%)	11.96%	11.44%	10.54%	9.90%	9.46%

資料：福祉総務課、住民基本台帳 各年度4月1日現在

⑤立川市社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進役」と位置づけられ、地域住民や関係機関、市と連携して地域福祉を推進し、地域住民の福祉を増進していくことを目的とした団体です。組織は、市民や社会福祉団体および関係事業者等を会員として、「地域住民主体による福祉コミュニティづくり」を使命とし、その実現に向け、様々な活動を行っています。

主な活動内容

1) ボランティア・市民活動推進事業

価値観・分野・活動の形態で分断せずに、包括的な視点で人や活動をつなぐ中間支援組織として、ボランティア・市民活動センターたちかわを運営し、地域住民の地域福祉活動や市民活動、ボランティア活動等を推進しています。

2) 地域福祉事業

市との連携により市内全日常生活圏域に、地域生活課題の解決や早期発見を重視した活動を支援するため地域福祉コーディネーターを配置し、地域包括支援センターや自治会、民生委員・児童委員協議会等と連携して活動しています。

多様な地域住民の参加を意識しながら市民の交流や居場所づくりを支援し、孤立のない、地域住民自らが課題を解決することができる地域づくりに取り組んでいます。

3) 福祉サービス総合支援事業

判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう地域あんしんセンターたちかわを運営し、様々な機関と連携のもと、日常生活自立支援事業を実施しているほか、成年後見制度利用支援や普及推進等に取り組んでいます。

4) 地域包括支援センター事業

地域のケア体制・ネットワーク構築の中核となる基幹型地域包括支援センターを運営し、市と連携をとりながら、市内6か所の地域包括支援センター、3か所の福祉相談センター間の連携強化、介護支援専門員や介護サービス事業者の研修・情報交換の場の設置等、地域ケアのネットワークづくりに取り組んでいます。

5) 生活困窮者自立支援事業

立川市くらし・しごとサポートセンターを運営し、自立相談支援事業等を実施しています。離職などで経済的な課題等を抱えた人からの相談を受け、就労支援や生活の見直し等を行いながら自立生活の支援に取り組んでいます。また、同センターでは、生活福祉資金貸付事業も実施しており、両公的事業を活用し、社会とのつながりを結び直せるような支援を本人に寄り添って取り組むとともに、地域のネットワークの構築を進め、生活保護に至る前に包括的な支援をしています。

6) そのほかの事業

質の高いサービスの提供と市や関係機関との連携による地域におけるセーフティネットの構築をめざし、介護保険事業や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うほか、学童保育所や地域活動支援センターの運営、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい運動を実施しています。

また、こうした事業を通して把握したニーズを地域福祉の推進に役立てています。

⑥社会福祉法人の活動

社会福祉法人は、社会福祉法に定める社会福祉事業を行うことを目的として、設立された法人を言います。立川市内には 30 法人・80 施設（令和 6（2024）年 12 月末現在）があります。

社会福祉法の改正により、これまで以上に社会福祉法人は、その高い公益性から、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、法人の自主性や創意工夫による多様な地域貢献活動を行うことが求められるようになりました。それに伴い、立川市では平成 27（2015）年から立川市地域貢献活動推進ネットワーク（通称：ふくしネットたちかわ）を組織し、市内すべての社会福祉法人および施設が参画し、地域における公益的な取組を推進しています。

具体的には、市内全域のネットワークを生かした「フードバンクの取組」や「参加支援の取組」などを行うとともに、「災害時における災害活動等の支援に関する協定書」を各施設と立川市が締結しています。また、日常生活圏域ごとのネットワークも重視しており、地域懇談会や小地域ごとの地域公益活動を推進しています。

⑦立川市地域見守りネットワーク事業協定締結団体の活動

子どもから高齢者まで全ての市民が地域で孤立することなく安心して暮らせるために「地域見守りネットワーク事業」を推進しており、住民の方々や市内の活動団体及び事業者のみなさんから、日常の生活や業務の中で気づいた異変を市に連絡していただき、安否確認など適切な支援につなげています。協定締結団体は、ライフライン事業者、医療機関、金融機関、地域関連団体、事業者等、113 団体（令和 7（2025）年 3 月末現在）と年々増え、民間事業者をはじめ多くの団体にご協力いただいています。

(5) 立川市の現状、課題、強み

立川市は、公共機関や商業施設の発展が著しい駅周辺の地域、玉川上水や緑豊かな風土を保つ地域など、市内でもそれぞれの地域における特徴、強み、課題があります。

このような状況を把握し、計画策定に反映するために、以下の通り、複数の調査機会を設けました。

- ・ 地域福祉に関するアンケート調査
- ・ 地域福祉ウォッチャー調査
- ・ 富士見町地域懇談会
- ・ 地域福祉アンテナショップ活動報告会
- ・ 専門職と市民活動団体へのヒアリング

※各調査の概要は付属資料各 120 ページ～131 ページの通り

これらの調査結果から次のようなことが浮かび上がりました。

●現状・課題●

【相談したくても、 相談先がわからない】

- よろず相談ができる場所が近くにない
- 相談先が分かりにくい
- 気軽に相談できない
- 家族や親族に頼れない

【地域活動に参加する機会が少ない】

- 歩いて行ける範囲に地域福祉アンテナショップが少ない
- 地域福祉アンテナショップ・地域福祉コーディネーターの認知度が低い

【活動の担い手が不足している】

- 地域活動に参加するきっかけが少ない
- 活動のための人材・資金・場所が不足している
- 地縁団体の加入率が低下している
- 新しい活動の立ち上げが難しい

【人との関わりが薄い】

- 新しい人と出会う機会が少ない
- 好きなこと・得意なことを生かす場が少ない
- 企業や事業所との協働が必要
- 災害時に備えて平時からできる取組みが分からない

●強み●

- 市民活動が盛んである
- 課題に積極的に取り組む人が多い
- 在住市民以外も立川を居場所としている
- 世代間交流が行われている
- 駅前を中心に商業施設が多い
- 文化芸術に長けている
- 地域の伝統的なお祭りがある
- 自然が豊か

また、今後の地域福祉活動の推進に向け、市民や地域団体、市民活動グループ、事業所や関係機関が関わる具体的な取組みとして、下記のような多様なアイデアが出されました。

●今後の取組みアイデア●

【誰もが相談しあえるまち】

- 相談のハードルを下げる
- どこの窓口に行っても相談を受けてもらえる
- 相談できる場所をまちのあちこちに増やす
- IT活用の可能性を検討する

【新しいつながりが広がるまち】

- 歩いて行ける範囲にふらっと立ち寄れる場所をつくる
- テーマ別の活動を展開する
- 様々な媒体を活用して地域福祉アンテナショップを周知する
- 人・団体の横のつながりをつくる

【支える人を支えるまち】

- 活動の魅力を発信する
- 全世代が地域活動に参加しやすくする
- 同じ悩みを持つ人同士が想いを共有できるようつながりを支える
- 「多様なはたらき(仮)※」を検討する

【多様なつながりを生かせるまち】

- 好きなこと・得意なことを地域活動につなげる
- 企業や教育機関と連携する
- つながり方の選択肢を増やす
- 多様なスタイルの防災活動を実施する

※多様なはたらき(仮)：雇用契約にとられない地域での多様な役割や機会

第2節 計画の理念

1 理念

- 地域福祉の目的は、地域に住むすべての人が、その地域でその人らしく生活するしくみを実現することにあります。そのためには、地域で必要な時に的確な支援をする担い手が欠かせません。人口減少社会で担い手が不足する中では、「わたしにもできそう」と思えることに無理なく関わり、誰もが地域で何らかの役割や出番を持って暮らせるしくみづくりが必要です。
- 子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、外国人も、性別も関係なく、誰もが主体となって、それぞれできることを持ち寄り、得意なことや分野で活躍し、地域でつながることが望まれます。
- 例えば、大きな災害が起きた時等には、行政による公的な力、または個人の力だけではどうにもならない状況があります。そのような時は、地域住民が互いに助けあう「互助」が大きな役割を果たします。平時から、気にかける関係の中で見守りや助けあいをする地域のつながりを大切にし、災害時にも生かされる見守り・支えあいの地域づくりが必要です。
- そこで、日頃から行政と共に地域住民、自治会、民生委員・児童委員、NPO法人、ボランティア、社会福祉関係事業者など、地域における様々な人々や組織がその役割に応じ、いろいろな場面において、担い手として活動できるしくみづくりが必要です。
- 物質的に満たされていても、心が満たされないと孤独を感じます。それぞれが幸せを感じて、それをみなで共有し、よい影響を与え合うような、自分たちが満足して、これからも住みたいと思える幸せ広がる、やさしいまち立川を、自らつくっていく気持ちが大切です。
- 本計画の理念は、地域に住み、地域で活動する様々な地域住民や組織が諸活動に主体的に参加し、協働してまちづくりに取り組むというこれまでの理念を引継ぎつつ、私たち「一人ひとり」が主人公として共に地域の福祉について考え、得意なことやできることを「活かし」ながら、活躍や出番の機会が増えることにより、地域のつながりによる見守りや支えあいの地域づくりが進むとともに、関わりを持ちたい時には受け入れてくれる居場所があり、一人になりたい時には、落ち着いた環境に身を置けるような、それぞれ、つながりたい時につながることができる「やさしいつながり」のあるまちにしたいという思いを込めて、次のように定めます。

理 念

ひとり とも い ひろ たちかわ
一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川
～やさしいつながりのあるまちをつくる～

■理念は、計画を推進するうえで実効性が高まるよう、第6次地域福祉市民活動計画と共通のものとなりました。

2 目標

■目標は、次のように定めます。

目 標

- 互いにそれぞれのできることを活かし、自分らしく暮らせるまち
- 誰もが身近に相談でき、安全・安心に暮らせるまち
- やさしいつながりで、みんなで支えてみんなが支えられるまち

3 計画の体系

- 3つの目標に沿って、本計画では10の「推進事項」を定めます。「推進事項」の中から特に重点的に取り組むものを5つ定め、★印で示しました。重点推進事項は、第6次地域福祉市民活動計画と共通のものとしています。
- 目標を達成するための手段として「推進事項」を実行する中で、市民、関係団体・事業者等の参加を得ながら取組を進めます。

【理念】

【目標】

【推進事項】

★は重点推進事項

一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川
やさしいつながりのあるまちをつくる

互いにそれぞれのできることを活かし、
自分らしく暮らせるまち

誰もが身近に相談でき、
安全・安心に暮らせるまち

やさしいつながりで、みんなで支えて
みんなが支えられるまち

① 地域共生社会の実現を目指した地域づくりを進めます（★地域福祉コーディネーターによる地域活動支援）

② 「つらいときには助けを求めている」身近に相談できる体制をつくりま（★身近に相談できる体制づくり）

③ つながり・支えあいの充実に向け取り組みます（★つながり・支えあいの充実）

④ 地域活動の担い手を支援します（★地域活動の担い手支援）

⑤ 「わたしにもできそう」一人ひとりのできることを活かし、みんなが活躍できる場をつくりま（★「地域福祉アンテナショップ」の拡充）

⑥ 誰もが自分らしく暮らせるよう取組を進めます

⑦ 地域の防犯・防災への取組を高めます

⑧ 福祉以外の様々な主体とも連携し、福祉のまちづくりを進めます

⑨ 必要な情報を誰もが簡単に取得できるようにします

⑩ 地域福祉計画を市民に広く周知し、協働のまちづくりを進めます

重層的支援体制整備事業実施計画